平成２４年（フ）第５４６号
千葉県松戸市栄町５丁目335番地　丸宏マンション202号
債務者　伊藤　正裕
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５６１号
千葉県野田市七光台459番地　市営住宅七光台団地２―２―33
債務者　安田　光男
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５８１号
千葉県鎌ケ谷市西道野辺３番16―505号
債務者　高木　則子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５８３号
千葉県柏市明原１丁目10番４号　ハウス千代田102号
債務者　高島雪美こと　文　　雪美
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５８８号
千葉県野田市つつみ野１丁目７番地の20
債務者　八木　雄次
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５９０号
千葉県松戸市八ケ崎３丁目28番地の27
債務者　秋葉　　剛
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１１３号
福井県鯖江市上河端町40―32―３、住民票上の住所福井県鯖江市上河端町第47号29番地３
債務者　竹内　直二
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
福井市木田町1201番地２　サーパス木田町802号
債務者　向　　隆恵
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
福井市四ツ井２丁目５番１号　リルト四ツ井210号
債務者　方橋英美子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
福井市大宮５丁目７番28号
債務者　酒井　純子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４４号
福井県勝山市元町１丁目18番８号５
債務者　荒井　光子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
福井市光陽１丁目５番17号　コーポ樹106、旧住所福井市学園２丁目１―３　吉田マンション501号
債務者　吉村　寛子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
福井県坂井市三国町新宿２丁目３番28号　シーサイド三国101号
債務者　中村　正樹
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５２号
福井市みのり４丁目４番15号
債務者　野崎　博和
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５８号
福井市明里町８番３号　明里団地４号館116号室
債務者　小柳　光生
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
福井市福新町2008番地　福団地２号館47号
債務者　中内　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
兵庫県宝塚市末成町31番30号大山荘201号、前住所兵庫県宝塚市高司１丁目８番25号メゾンドール宝塚301号
債務者　植田美希子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部